

建築工事設計業務特記仕様書

高齢者支援施設新築工事設計業務

尼崎市企画財政局技術監理部建築課

※本特記仕様書の内容に関して質問がある場合は、質問書（任意書式）に内容を簡潔に記入し、入札日初日の3日前（土・日・祝日除く）までに次のとおり提出すること。

※プロポーザル方式の場合は募集要領による。

【提出先】

尼崎市東七松町1丁目23番1号 中館9階

企画財政局技術監理部建築課長

電子メール：ama-kenchiku-jimu@city.amagasaki.hyogo.jp

建築工事設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 高齢者支援施設新築工事設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 高齢者支援施設
- (2) 敷地の場所 尼崎市西難波町6丁目159
- (3) 施設用途 老人福祉施設相当施設

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「☒」印が付いたものを適用する。また、表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 1,493.68 m² (参考) のうち約 1,000 m²程度
※敷地の一部(約 500 m²) は売却予定。
- (b) 用途地域及び地区の指定
用途地域：☒第二種中高層住居専用地域
防火地域：☐防火地域 ☒準防火地域 ☐法 22 条地域 ☐指定なし
高度地区：☐第 1 種高度地区 ☒第 2 種高度地区 ☐第 3 種高度地区
☐第 4 種高度地区 ☐第 5 種高度地区 ☐指定なし
その他：☐

(2) 施設の条件

【高齢者支援施設】

- (a) 延べ面積 約 870 m²
- (b) 主要構造 未定 (基本設計で決定する)
- (c) 目標使用年数 ☒65 年 ☐80 年 ☐その他 (年)
- (d) 耐震安全性の分類
 - ① 構造体 II 類
 - ② 建築非構造部材 B 類
 - ③ 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成 25 年 3 月 29 日付

け 国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号) による (以下同じ。)

(e) 建築物の類型 第 (十一) 号 第 (1) 類

建築物の類型は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二による (以下同じ。)

※老人福祉法に位置付けられる施設では無いが、特殊建築物として設計すること。

【その他付帯工事】

外構工事

(3) 建設の条件

(a) 予定工事費 未定

(b) 建設工期 未定

(4) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

☒ 企画書

☐ 基本設計書

☐ その他資料

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 10 月 30 日までとする。

(6) 工事監理委託予定

☒ 予定あり (在駐) ☐ 予定なし

但し、当市の諸事情により変更となる可能性があります。

II 業務仕様

業務の内容は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号 (以下「告示」という。) 別添一第 1 項に掲げるものとし、内容及び範囲は次のとおりとする。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

(a) 基本設計に関する標準業務

☒ 建築 (総合)

☒ 建築 (構造)

☒ 電気設備 (昇降機等を含む)

☒ 機械設備 (給排水衛生設備、空調換気設備等)

(b) 実施設計に関する標準業務 (但し、設計意図の伝達業務を除く)

☒ 建築 (総合)

☒ 建築 (構造)

- ☒電気設備（昇降機等を含む）
- ☒機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ☒建築積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成
見積収集、見積検討資料の作成）
- ☒電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成
見積収集、見積検討資料の作成）
- ☒機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成
見積収集、見積検討資料の作成）
- ☒透視図作成
〔種類（カラー） 判の大きさ（A3） カット枚数（2） 額の有無（有り）
材質（アルミ） 電子データ（有り）〕
- ☐模型製作
〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）〕
- ☐模型の写真撮影
〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ）
電子データ（ ）〕
- ☒計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規程（みなし規定を含む。）等に係る法令・
条例に関する許認可等を含む。）に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関
との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）
等は一般業務に含まれる。手数料の納付は含まない。）
- ☒各種法令・条例（建築基準関係規程（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例を除
く。）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議
（手数料の納付は含まない。）
- ☐現況調査報告書（調査対象建築物概要書、既存不適格調書チェックリスト等を含む）の
作成
- ☐市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請に関する手続（標識看板の
作成、設置報告書等の届出）（手数料の納付は含まない。）
- ☐防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請に関する手続（手数料の納
付は含まない。）
- ☒概略工事工程表の作成
- ☐災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設
計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な
検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ☒エネルギー消費性能関係計算書の標準入力法による作成
- ☒建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下
「建築物省エネ法」という。）第 12 条第 2 項に規定する手続（手数料の納付は含まな
い。）

- ☒建築物総合環境性能評価システム（C A S B E E：評価 A ランク以上）による評価書の作成
- ☒住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
- ☒B E L S 認証に関する資料の作成及び申請に関する手続（手数料の納付は含まない。）
- ☐再生資源利用計画書の作成
- ☐再生資源利用促進計画書の作成
- ☐設計住宅性能評価の資料作成及び申請手続き
- ☒現況測量調査（測量事務所による平面測量と高低測量共）※売却予定地を含む
- ☒土質調査（別添：土質調査仕様書による）
- ☐テレビ電波障害の調査（ ポイント）と障害予想区域図の作成
- ☐日影図の作成（既存建物）
- ☒尼崎市都市美アドバイザー会議への出席及びデザイン協議に必要な図書の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 設計図書の作成は、尼崎市設計図書作成基準及び尼崎市公共施設設計基準に基づき行う。
- (b) 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- (c) 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (d) 積算業務は、市の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (e) 「業務主任担当者」とは、委託業務の履行についてその内容の管理をつかさどる者（委託業務に関し、主として指揮及び監督を行う者をいう。）で、業務委託契約約款第 2 条の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (f) 「各主任担当技術者」とは、業務主任担当者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。
- (g) 業務の一部を再委託する場合は、尼崎市公共調達基本条例に則り尼崎市内事業者の活用に努めるものとする。
- (h) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省力化及び工事日数短縮）に配慮する。
- (i) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 国土交通省告示第 496 号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- (j) 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和 2 年 10 月 全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

(2) 適用基準等

本業務に市及び国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、原則、年度を記載しているもの以外は最新版を適用する。（市が履行期間中に適用年度を改定した場合は、その指示による。）

(a) 共 通

- ☒ 尼崎市設計図書作成基準 ※貸与
- ☒ 尼崎市公共施設等総合管理計画
- ☒ 第 1 次尼崎市公共施設再編計画
- ☒ 第 1 次尼崎市公共施設保全計画
- ☒ 尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針
- ☒ 尼崎市公共施設設計基準【基本方針】 ※貸与
- ☒ 尼崎市公共施設設計基準 ※貸与
- ☒ 尼崎市建築工事積算基準 ※貸与
- ☐ 尼崎市耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書 ※貸与
- ☒ 官庁施設の基本的性能基準
- ☒ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ☒ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ☒ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- ☒ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針
- ☒ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
- ☒ 鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
- ☒ 建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事
- ☒ 官庁施設の環境保全性能基準
- ☒ 官庁施設の防犯に関する基準
- ☒ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ☒ 公共建築工事積算基準及び同解説
- ☒ 公共建築工事共通費積算基準
- ☒ 公共建築工事標準単価積算基準
- ☒ 公共建築工事積算基準等資料
- ☒ 建築物解体工事共通仕様書（令和 4 年版）・同解説 (令和 5 年版)
- ☐ 官庁営繕事業における B I Mモデルの作成及び利用に関するガイドライン
- ☐ B I M適用事業における成果品作成の手引き（案）
- ☒ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- ☐

(b) 建 築

- ☒ 建築工事設計図書作成基準
- ☒ 建築工事設計図書作成基準の資料
- ☒ 敷地調査共通仕様書
- ☒ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） (令和 7 年版)
- ☒ 建築工事監理指針 (令和 7 年版)
- ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） (令和 7 年版)
- ☒ 建築改修工事監理指針 (令和 7 年版)
- ☒ 建築設計基準
- ☒ 建築設計基準の資料
- ☒ 建築構造設計基準
- ☒ 建築構造設計基準の資料

☒標準配筋要領図・標準図（公共建築工事標準仕様書、（一社）日本建築学会発行鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説又は（一社）関西建築構造設計事務所協会発行のいずれかを使用すること）

☒建築工事標準詳細図

☒構内舗装・排水設計基準

☒構内舗装・排水設計基準の資料

☐外壁改修工事設計業務調査報告書作成マニュアル

※貸与

☐

(c) 建築積算

☒公共建築数量積算基準

☒建築数量積算基準・同解説

☒公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

☒建築工事内訳標準書式・同解説

☒公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

☒官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概算工事費算出標準書式

☒営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

☐

(d) 設備

☒建築設備計画基準

☒建築設備設計基準

☒建築設備工事設計図書作成基準

☒公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

（令和 7 年版）

☒電気設備工事監理指針

（令和 7 年版）

☒公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

（令和 7 年版）

☒公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

（令和 7 年版）

☒機械設備工事監理指針

（令和 7 年版）

☒公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

（令和 7 年版）

☒雨水利用・排水再利用設備計画基準

☒建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）

☒建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）

☒空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

☐

(e) 設備積算

☒公共建築設備数量積算基準

☒公共建築設備数量積算基準・同解説

☒公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

☒公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説

☒公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

☒官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概算工事費算出標準書式

☒営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編・機械設備工事編）

☐

(3) 提出書類

☒建築士法第 24 条の 7 の規定に基づく重要事項説明

※建築士事務所の業として設計及び工事監理を行うものは契約締結前に行うこと。

☒建築士法第 22 条の 3 の 3 の規定に基づく記載事項

※建築物の規模及び新築、増築、改築、改修の別にかかわらず全ての設計及び工事監理を対象とする。（再委託する場合は、別途、再委託申請書の手続きによる承認が必要）

※必要契約締結前までに市の指定様式（別紙）に必要事項を記載して提出すること。

（別紙は、建築士事務所の業として設計及び工事監理を行わない場合も必要とする。）

☒建築士法第 24 条の 8 の規定に基づく書面の交付

※建築士事務所の業として設計及び工事監理を行うものは契約締結後遅滞なく行うこと。（建築士法第 22 条の 3 の 3 に基づく書面による契約を行った場合は除く。）

☒工事設計業務着手届 契約締結後 7 日以内

☒設計担当者届 契約締結後 7 日以内

☒業務主任担当者経歴書 契約締結後 7 日以内

☒各主任担当技術者経歴書 契約締結後 7 日以内

☒再委託承認申請書 契約締結後 7 日以内

☒協力事務所届 契約締結後 7 日以内

☒設計工程表 契約締結後 7 日以内

☒業務委託完了報告書 設計業務完了時

☒納品書 設計業務完了時

☒請求書 設計業務完了時

☒業務実績情報の登録

☒不要

☐要：受託者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、市の承諾を受ける。また、業務完了時には、登録されることを証明する資料として、市の確認を受けた書面を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。その後、業務カルテ受領書の写しを市に提出する。

(4) 業務主任担当者及び主任担当技術者の資格要件

☐なし。

☒募集要領による。

(5) 貸与品等

貸 与 品 等

- ☒適用基準等のうち、貸与するもの
- ☒特記仕様書
- ☒既存建築物設計図書一式（2025 年 旧北難波保育所園舎等除却工事）
- ☐既存工作物設計図書一式
- ☐既存敷地調査資料（柱状図）
- ☐類似設計図書
- ☐類似設計 CAD データ
- ☐参考設計図書
- ☐参考設計 CAD データ

※貸与品は、業務委託終了後すみやかに市へ返却すること。

(6) 打合せ及び記録

(a) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、市に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 市又は業務主任担当者が必要と認めた時
- ③ その他（ ）

(7) 成果物等の情報の適正な管理

(a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、市は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- 1) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
- 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - ① 市の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - ② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、市が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、Ⅱ 2. (5)により市に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

(b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

(c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。

(d) 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(8) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分の範囲（基本設計）

☒指定部分の履行期限（令和9年1月31日まで）

(b) 中間報告

設計業務の中間時点において業務主任担当者が各業務の進捗を確認し、市に中間報告を行うこと。また、中間報告時点の設計チェックリストを提出すること。

(c) 再委託について

- 1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- 3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- 4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- 5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(d) 成果物の取扱いについて

成果物を提出するとき、受託者は責任ある審査を行い、市の承諾を得た上で成果物（設計図書は、新築、改修ともに市担当者の承諾を得た上で、建築士法に基づき、当該設計図書に責任を有する設計者（会社名及び管理建築士又は設計者）の記名及び必要に応じて免許の種類、免許番号を記入し、原図を提出する。）を提出すること。提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。（添付の設計著作権の特約条項参照）

(e) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(f) 設計の進め方について

- ① 初回及び中間の重要な設計打合せには、業務主任担当者、各主任担当技術者、担当技術者が同席すること。

- ② 業務主任担当者は、工事設計業務の進行過程において、建築設計と設備設計の調整・検討を行い、市に報告すること。
- ③ 工事設計業務の進行過程において、適宜経過を市に報告し、確認を受けること。
- ④ 工事設計業務に関する打合せ記録は、全て受託者が記録し、適宜写しを市に提出し、確認を受けること。
- ⑤ 設計金額が工事予算額を超えないよう、留意して設計すること。工事予算額を超過した場合、設計及び積算の修正を行うこと。

(g) 修補

- ① 受託者は、市から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- ② 受託者は、業務委託契約約款に基づく委託業務の完了を確認するための検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。

なお、修補の期限及び修補完了の検査については、市の指示に従うものとする。

(h) 支払い条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い

(i) その他

その他不明な事項は、市との協議により定める。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(a) 建築（総合） ☒ 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） ☒ 工事費概算書 ☒ 仮設計画概要書 ☒ 概略工程表 ☐	各 1 部	() 部		A 3 判 ☒ CD-R による提出
(b) 建築（構造） ☒ 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ☒ 工事費概算書 ☐	各 1 部	() 部		A 3 判 ☒ CD-R による提出
(c) 電気設備 ☒ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ☒ 工事費概算書 ☐	各 1 部	() 部		A 3 判 ☒ CD-R による提出
(d) 機械設備 ☒ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ☒ 工事費概算書 ☐	各 1 部	() 部		A 3 判 ☒ CD-R による提出

(e) その他 ☒ 透視図 ☐ 模型 ☐	各 1 部	()部		☒ C D-Rによる提出
(f) 資料 ☒ 各種技術資料 ☒ 各記録書 ☒ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 ☒ エネルギー消費性能計算プログラムの計算結果	各一式	()部		☒ C D-Rによる提出

(注)：構造、電気設備及び機械設備の成果物は、総合基本設計の成果物の中を含めることができる。

：各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。

：成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折り A 4 判製本各（1）部とし、設計原図はケース収納とする。

：電子媒体（C D-R）の提出部数は（1）部とする。

：新築及び増築に係る工事費概算書の作成に当たっては、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

(2) 実施設計

[illegible]

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(b) 建築（構造） ☒ 建築（構造）設計図 特記仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ☒ 構造計算書 ☒ 工事費概算書 ☒ 計画通知図書 ☐	各 1 部	() 部		☒ C D-R による提出

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(c) 電気設備 ☒ 電気設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電気自動車用充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 エレベーター設備図 ☒ 電気設備設計計算書 ☒ 工事費概算書 ☒ 計画通知図書 ☐ 中高層建築物の届出書 ☒ 非常照明の計算書及び照度分布図 ☐	各 1 部	()部		☒ C D-R による提出

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(d) 機械設備 ☒ 機械設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 排水再利用設備図 雨水利用設備図 ごみ処理設備図 ☒ 機械設備設計計算書 ☒ 工事費概算書 ☒ 計画通知図書 ☐ 中高層建築物の届出書 ☐	各 1 部	()部		☒ C D-R による提出
(e) 建築積算 ☒ 建築工事積算数量算出書 ☒ 建築工事積算数量算出書の うち建築工事積算数量調書 ☒ 見積書等関係資料 ☒ 営繕工事積算チェックマニユ アル・チェックリスト、チェ ックシート（建築工事編） ☒ 単価資料（刊行物はコピー）	各 1 部	()部		☒ C D-R による提出

☒ 拾い出し図面 ☐				
(f) 電気設備積算 ☒ 電気設備工事積算数量算出書 ☒ 電気設備工事積算数量算出書のうち電気設備工事積算数量調書 ☒ 見積書等関係資料 ☒ 営繕工事積算チェックマニュアル・チェックリスト、チェックシート（電気設備工事編） ☒ 単価資料（刊行物はコピー） ☒ 拾い出し図面 ☐	各 1 部	() 部		☒ C D-R による提出
(g) 機械設備積算 ☒ 機械設備工事積算数量算出書 ☒ 機械設備工事積算数量算出書のうち機械設備工事積算数量調書 ☒ 見積書等関係資料 ☒ 営繕工事積算チェックマニュアル・チェックリスト、チェックシート（機械設備工事編） ☒ 単価資料（刊行物はコピー） ☒ 拾い出し図面 ☐	各 1 部	() 部		☒ C D-R による提出
(h) その他 ☒ 透視図 ☐ 模型 ☐ 模型の写真 ☐ 防災計画書 ☒ 建築物エネルギー消費性能確保計画 ☒ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 ☒ 省エネルギー関係計算書 ☒ 概略工事工程表	各 1 部	() 部		☒ C D-R による提出 ☐ C D-R による提出

☒ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価書 ☒ BELS 評価書 ☒ 社内審査報告書 受託者の様式による。 （設計中間時に 1～2 回審査し、設計完了時に最終の審査を行う） ☒ 設計チェックリスト（指定様式） ☒ 現地調査写真 撮影年月日、撮影場所を明記 ☒ C A D データ J W W データにて提出すること。（非圧縮） ※誤変換のないことをチェックしたものとする。こと。 ☐ テレビ電波障害 ☐ テレビ電波障害予想図 ☐ テレビ画質判定写真および 評価一覧表 ☐ テレビ障害対策設計図書 （一般設計に準ずる） ☐ 共架柱（自営柱、関電柱、 電々柱）の現況写真 ☒ 各調査報告書 ☒ 現況測量調査 報告書一式 ☒ 土質調査 報告書一式 ☐ 日影図（既存建物） ☐				
(i) 資料 ☒ 各種技術資料 ☒ 構造計算データ ☒ 各記録書 ☐	各一式	()部		

(注)：構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中を含めることができる。

：積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム R I B C 2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。

：各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。

：成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折り A 4 判製本各 (1) 部及び原図サイズ製本各 (1) 部とし、設計原図はケース収納とする。

- : BIM モデルを成果品として提出する場合は、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）」による。
- : 電子媒体（CD-R）の提出部数は（１）部とする。
- : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- : 概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」（最新版）、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（最新版）を参照し、適正な工期を設定する。

設計著作権に関する特約条項

（著作権の帰属）

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利（以下、「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

（著作物等の利用の許諾）

第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ）完成すること。

二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

（著作者人格権の制限）

第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

（著作権等の譲渡禁止）

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害の防止）

第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

土質調査業務委託仕様書

企画財政局 技術監理部 建築課

内容

土質調査業務特記仕様書.....	3
土質調査業務仕様書	4
第1章 共通事項	4
一般事項	4
1.適用範囲.....	4
2.設計図書.....	4
3.現場代理人.....	4
4.疑義に対する処置.....	4
5.官公署等への手続き	4
6.調査のための設備.....	4
7.調査の実施.....	4
8.立ち合い.....	4
9.中間報告.....	4
10.検査.....	4
11.調査地点の表示.....	5
12.後片付け.....	5
13.提出書類.....	5
14.その他.....	5
2 土質試験	6
1.資料の調整.....	6
2.試験方法.....	6
3 成果物	7
1.提出物.....	7
2.報告書の形式及び 内容.....	7
第2章 機械ボーリング.....	8
1 目的	8
2 土質の分類	8
3 調査等	8
4 成果物	9
第3章 サンプルング.....	10
1 目的	10
2 採取方法	10
3 試料の取扱い	10
4 成果物	10
第4章 サウンディング.....	11
第1節 標準貫入試験.....	11

1	目的	11
2	試験等	11
3	成果物	11
第2節	スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式 サウンディング試験）	11
1	目的	11
2	試験等	11
3	成果物	12
第3節	機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験	12
1	目的	12
2	試験等	12
3	成果物	12
第5章	原位置試験	13
第1節	孔内載荷試験	13
1	目的	13
2	試験等	13
3	測定	13
4	成果物	13
第2節	地盤の平板載荷試験	14
1	目的	14
2	試験等	14
3	成果物	14
第3節	現場透水試験	14
1	目的	14
2	試験等	14
3	成果物	14
第6章	解析等調査業務	15
1	目的	15
2	業務内容	15
3	成果物	15

土質調査業務特記仕様書

1 概要

工 事 名 高齢者支援施設新築工事設計業務委託
工事場所 尼崎市西難波町 6 丁目 159
計画建物 老人福祉施設相当施設 構 造 基本設計にて決定

2 調査期間

設計業務委託期間内に別途指示する期間

3 調査項目

ボーリング 18 m × 1 箇所 (試験一覧参照)
18 m × 1 箇所 (試験一覧参照)

原則、ノンコアボーリングとする。

乱さない試料採取 1 箇所

標準貫入試験 標準は 1. 0 m ごと

室内土質試験 物理試験 試験一覧参照

力学試験 試験一覧参照

原位置試験 孔内載荷試験 1 箇所

現場透水試験 1 箇所

※ボーリング深度及び試料採取にあたっては、土質の状況を適切に判断し、計画建物設計に必要なものを実施すること。

4 実施要領

(1)ボーリングは、No.1 より実施し、予定深度まで進んだ時点で、監督員に連絡すること。

参考ボーリング図と著しく異なる場合は、監督員の指示に従うこと。

(2)ボーリング孔は、調査終了後に閉鎖し、その後の工事に支障なき様処理し、転落の危険を防止すること。

5 報告書

報告書には、一般的事項の他、地盤の圧密状況・沈下の可能性・液状化・杭のネガティブフリクション、水平抵抗について記述する。

6 その他

調査位置の地盤高さは、K B M 及び最寄の水準点より測定のこと。

調査に先立ち施工計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。

土質調査業務仕様書

第1章 共通事項

一般事項

- | | |
|-------------|--|
| 1.適用範囲 | 特記事項以外は、本仕様書及び地質・土質調査業務共通仕様書（案）令和6年3月29日版（国土交通省）による。 |
| 2.設計図書 | 設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。 |
| 3.現場代理人 | 調査の性質上、現場代理人は現場管理者（地質調査業者登録規程でいう。）とする。 |
| 4.疑義に対する処置 | 設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員の指示を受ける。 |
| 5.官公署等への手続き | 調査に必要な官公署への手続きは、速やかに行う。 |
| 6.調査のための設備 | 給水、排水、ガス、電気等の調査のための設備については、受託者の負担とする。 |
| 7.調査の実施 | <ul style="list-style-type: none">(1) 調査地点、調査内容及び調査数量は特記によるものとし、調査の順序、方法、ベンチマークについては、監督員の指示による。(2) 設計深度到達前に目的を達したとき、当該深度に達しても調査目的を達しえない時、予想外の障害で調査の続行が不可能な時は監督員に報告し、指示を受ける。(3) 現場の状況並びに業務の執行状況により、やむを得ず当該調査内容の変更をするときは、監督員の指示を受ける。 |
| 8.立ち合い | 監督員の立会は、次の場合に行う。 <ul style="list-style-type: none">(1) 調査の着手、完了及び調査中(2) 設計図書に定められた場合(3) 監督員が特に指示した場合 |
| 9.中間報告 | 各段階の調査、試験が終了した場合は、結果を整理し、速やかに報告する。 |
| 10.検査 | 監督員の検査は、次の場合に行う。 <ul style="list-style-type: none">(1) 設計図書に定められた場合(2) 監督員の指示した工程に達した場合 |

- 11.調査地点の表示 調査地点には、頭部に黄色のペイントを塗布し、調査番号を記した角杭を設置する。
- 12.後片付け 現場作業終了後は、監督員の指示により、ボーリング孔の埋め戻し、清掃等の跡片付けを行う。
- 13.提出書類 受託者の提出書類は、次のとおりとする。ただし、建築設計提出書類と重複及び同書類に記入可能なものは、省略することができる。
- (1) 着手時（各2部）
- ・ 業務計画書
 - ・ 工程表
 - ・ 主任技術者届（経歴書共）
 - ・ 現場管理者届（経歴書共）
 - ・ 使用機械の種類、名称、性能等
 - ・ その他
- (2) 完了時（各2部）
- ・ 報告書（本仕様書 第7章による。）
- 14.その他
- (1) 地元関係者への説明、交渉等は発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。
- なお、施工開始前に周辺住民への案内は受注者において行うこと。
- これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- (2) 受注者は、土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
- なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。

2 土質試験

1.資料の調整

試料調製は、J I S A 1 2 0 1による。

2.試験方法

(1) 試験方法は次による。

区分	試験項目	試験方法
物理試験	土粒子の密度試験	J I S A 1 2 0 2 (土粒子の密度試験方法)
	土の含水比試験	J I S A 1 2 0 3 (土の含水比試験方法)
	土の粒度試験	J I S A 1 2 0 4 (土の粘土試験方法)
	土の液性限界試験	J I S A 1 2 0 5 (土の液性限界・塑性限界試験方法)
	土の塑性限界試験	

* 砂質土の場合は不要

区分	試験項目	試験方法
力学試験	一軸圧縮試験	J I S A 1 2 1 6 (土の一軸圧縮試験方法)
	圧密試験	J I S A 1 2 1 7 (土の段階載荷による 圧密試験方法)
	透水試験	J I S A 1 2 1 8 (土の透水試験方法)
	三軸圧縮試験	土質工学会「土質試験法」 による
	直接せん断試験 (特記による)	

(2) 土質試験結果は、土質工学会データシートの様式に準じて整理する。

3 成果物

1.提出物

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 地質調査報告書 | 2 部 |
| (2) 土質標本（木箱入） | 1 部 |
| (3) 柱状図及び配置図（2 次原図） | 1 部 |

2.報告書の形式及び 内容

- (1) 報告書の大きさは A 4 版とする。
- (2) 報告書の表紙及び図面には、調査名、調査年月日、依頼主、業者名を明記する。報告書の背にも調査名を明記する。
- (3) 調査概要には次の事項を記す。
 - ・ 調査内容
 - ・ 調査機器
 - ・ 調査地の地形、地質的概要
 - ・ 即応の調査からみた調査地付近の概要
- (4) 調査結果の整理
 - ・ 土質柱状図
柱状図には、基準点との高低関係、地下水位（孔内水位）の他ボーリング及び標準貫入試験の結果を、土質工学会データシートの様式に準じてまとめる。
 - ・ 推定地層断面図
断面の方向については、監督員と協議して決める。
なお、断面図には標準貫入試験結果も併記する。地層分類は、日本統一土質分類法による。
 - ・ 土質試験結果
土質試験結果は、土質工学会データシートの様式に準じて整理する。
 - ・ 調査結果の考察
調査結果に基づき、調査地の地質的考察及び構造物の設計、施工上の所見を記入する。
 - ・ 現場写真（カラー）
着手前の調査場所及び付近の状況、並びに調査状況・残尺・検尺を撮影し整理する。

第2章 機械ボーリング

1 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

2 土質の分類

土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。ロータリー式ボーリングを原則とする。

3 調査等

1 ボーリング機械

回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。

2 ボーリング位置、深度及び数量

(1)ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。

(2)現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。

3 仮設

足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するように設置しなければならない。

4 掘進

(1)孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする

(2)崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。

(3)原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。

(4)掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。

(5)未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。

(6)孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしてお

かなければならない。

- (7)岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (8)コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
- (9)掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
- (10)試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取試料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

5 検尺

- (1)予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。
- (2)掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

4 成果物

- (1)調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2)作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3)採取したコア提出の要否は監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。
なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (4)コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

第3章 サンプルング

1 目的

乱さない試料のサンプルングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

2 採取方法

不攪乱試料の採取に使用するサンプラーの種類、サンプルの採取深度は、特記による。特記なき場合、サンプラーの種類はデニソン型とする。

1 シンウォールサンプルングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

2 デニソンサンプルングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

3 トリプルサンプルングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

3 試料の取扱い

1 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議するものとする。

2 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。

3 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

4 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

(1)採取位置、採取深さ、採取長

(2)採取方法

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

1 目的

標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

2 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
- 2 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
- 3 試験は、原則として1 mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
- 4 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
- 5 サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

3 成果物

試験結果及び保存用試料は、JIS A1219（標準貫入試験方法）及び地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従って整理し提出するものとする。

第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式 サウンディング試験）

1 目的

スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

2 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験方法（旧スウェーデン式サウンディング試験方法））によるものとする。
- 2 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
- 3 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議しなければならない。
- 4 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

3 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1)調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2)試験結果は、地盤土質工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A 1221（スクリーウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。

第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

1 目的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

2 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JIS A1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。
- 2 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
- 3 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

3 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1)調査位置案内図、調査位置平面図
- (2)試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）により整理するものとする。

第5章 原位置試験

第1節 孔内載荷試験

1 目的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

2 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
- 2 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。

3 測定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

(1)点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない

(2)試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

(3)試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

(4)最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

(5)載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

(6)加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を 19.6kN/m² ピッチ程度または、予想される最大圧力の 1/10～1/20 の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

4 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

(1)試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値

(2)荷重強度－変位曲線

(3)地盤の変形係数

(4)試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及び JGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第2節 地盤の平板載荷試験

1 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。

2 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1)地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2)道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

3 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1)試験箇所、試験方法、測定値
- (2)地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS 1521（平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3)道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

第3節 現場透水試験

1 目的

現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

2 試験等

試験方法及び器具は、JGS 1314（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。

3 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1)調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2)試験結果は、地盤工学会記録用紙 1314 によるものとする。

第6章 解析等調査業務

1 目的

- 1 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
- 2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

2 業務内容

- 1 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
- 2 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1)関係文献の収集と検討
 - (2)調査地周辺の現地調査
- 3 資料整理とりまとめ
 - (1)各種計測結果の評価及び考察
 - (2)異常データのチェック
 - (3)試料の観察
 - (4)ボーリング柱状図の作成
- 4 断面図等の作成
 - (1)地層及び土性の工学的判定
 - (2)土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
- 5 総合解析とりまとめ
 - (1)調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2)地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3)地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4)地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
 - (5)調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6)設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

3 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

[illegible]

ボーリング柱状図

調査名 北陸道沿岸防波堤工事設計業務委託に係る土質調査業務

調査・工事名

ボーリング名	No.1	調査位置	石川県西巻波町下目14-34		北緯	24°43'51.8"	
発注機関	石川県 産業振興局 技術整備部 建設課		調査期間	平成30年10月9日～30年10月15日		東経	136°24'29.2"
調査業者名	主任技師		市川 浩二	コブ	ボーリング		
孔口標高	KBM 14.70	角	方	試験機	TORO B-0	ハンマ	半自動落下式装置
総深	14.70	地盤	記	エンジン	YANMAR HF013	ボンプ	TORO B6-3G

設計 G L ±0
=KBM+0.15

D1

D2

D3

D4

D5

D6

D7

支持層

GL—33.64m
KBM—33.49m

ボーリング柱状図 N.S.

令和 8 年 4 月

尼崎市公募プロポーザル
企 画 書

業務名称	高齢者支援施設新築設計業務
------	---------------

担当課	企画財政局 技術監理部 建築課
-----	-----------------

目 次

- 1 プロジェクトの概要
- 2 プロジェクトの視点
- 3 敷地の状況
- 4 付近見取図
- 5 敷地状況図
- 6 敷地周辺現況写真

1 プロジェクトの概要

項 目	内 容		
予定敷地	尼崎市西難波町6丁目159		
用途地域	第二種中高層住居専用地域	防火地域	準防火地域
高度地区	第2種高度地区	その他地域・地区	-
敷地面積	1,493.68㎡（参考）のうち約1,000㎡程度 ※敷地の一部（約500㎡）は売却予定。	容積率	建ぺい率
		200	60
構造規模	基本設計にて決定	延べ面積	約870 ㎡
施設内容・ 必要諸室	・執務スペース 事務室、湯沸かし室、物置 ・活動スペース 生活・就労相談室、ロビー（展示・イベントスペース等）、会議室 事務室2、更衣室、運動指導室、教養・極楽室 ・外構 駐車場3台、駐輪場60台 ・配置人員 指定管理職員8名と委託業務職員1名 計9名 ※詳細は別紙1参照		
設計業務	・高齢者支援施設新築設計業務に係る基本設計及び実施設計業務 ・上記に伴う電気、機械設備工事の基本設計及び実施設計業務 ・上記に伴う透視図作成、各種法令・条例等に関する事前協議及び各種申請書作成等 ・建築物総合環境性能評価システムによる評価書の作成 ・現況測量及び土質調査 ※詳細は建築工事設計業務特記仕様書を参照		
設計期間	約 15 ヶ月	基本設計	契約締結日から令和9年1月31日
		実施設計	令和9年2月1日から令和9年10月30日
委託上限額	24,406,000（税抜）	工事期間	未定
地域の特徴 周辺の状況	・敷地は3面道路に接し道路は全て一方通行となっている。 ・周辺は住宅地となっており、西側に安心コミュニティプラザ難波福祉会館、南側に介護老人保健施設がある。		

2 プロジェクトの視点

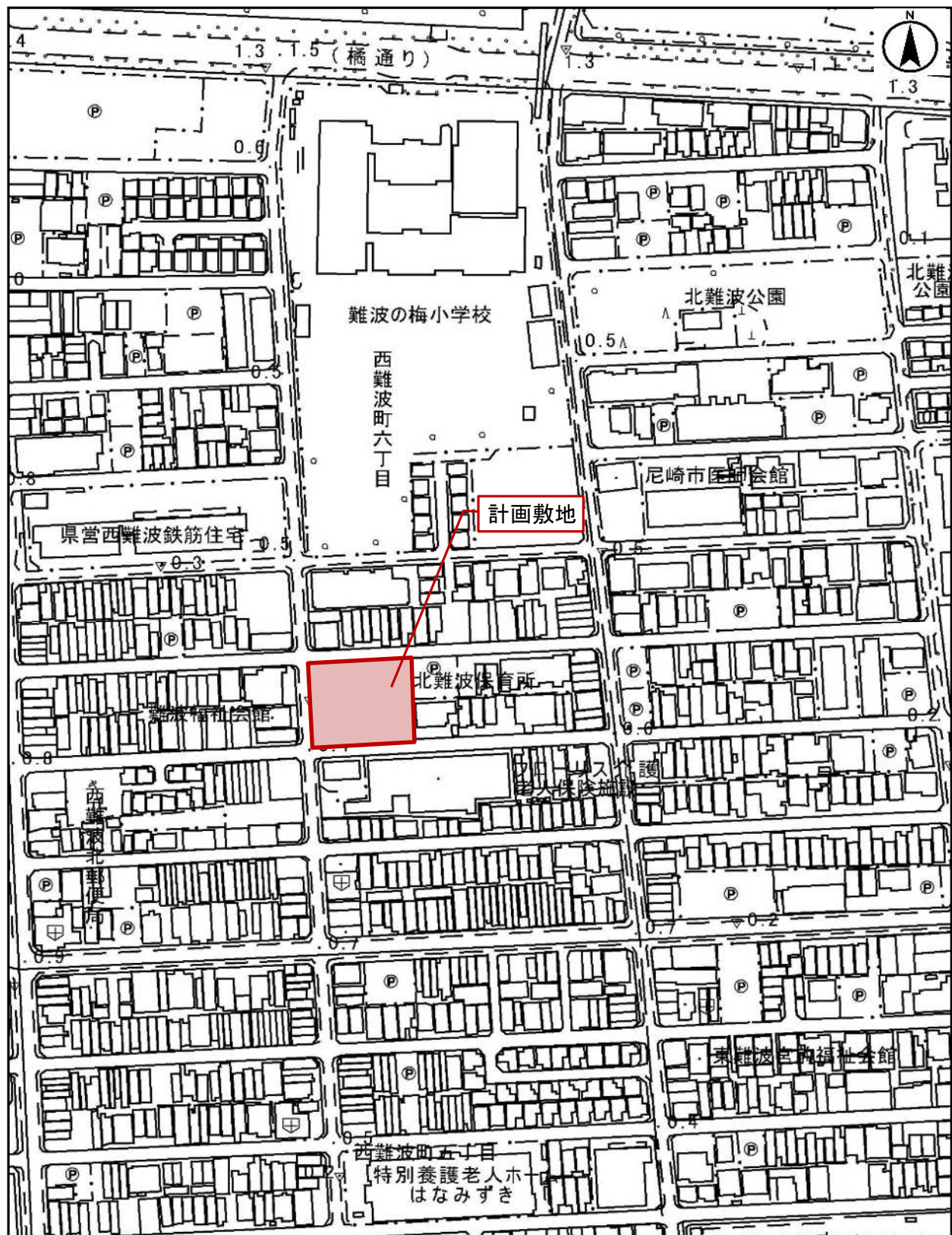
項目	内 容
事業のコンセプト	総合老人福祉センターの機能を可能な限り残しつつ、北難波保育所跡地に移転したうえで、高齢者の社会参加促進の活動拠点として機能を充実させるとともに、老人福祉センターや健康ふれあい体育館とも連携し、それらを地域へ展開する拠点となるような位置付けの施設として整備する。 ・ ZEB Ready認証を前提とした環境と経済性に配慮した施設とする。 ・ 高齢者の社会参加促進のための新たな活動拠点となる施設とする。 ・ 多様な働き方を提案できる就労支援を促進できる施設とする。 ・ 地域福祉活動専門員、地域担当職員との連携及び地域情報の発信を強化できる施設とする。
提案にあたって留意する事項	建築計画上留意する事項 (1) ZEB ・ ZEB Ready以上の認証取得に向けた実現可能性の高い省エネルギー対策による環境負荷の軽減と、ライフサイクルコスト縮減について総合的な考え方。 (2) 近隣施設との連携について ・ 高齢者の社会参加促進のための新たな活動拠点となるよう、老人福祉センターや健康ふれあい体育館とも連携できるよう配慮すること。 (3) 敷地面積及び延べ面積について ・ 一部の土地について売買を意識した敷地計画とすること。 ・ 建物全体として効率的な室配置、動線計画により延べ面積の削減に可能な範囲で努めること (4) 就労支援 ・ 就労支援機関やはたらくらボと連携できるよう配置すること。 ・ 高齢者に対して個人の状態に合わせた多様な働き方の提案ができるよう配慮すること。 ・ 職業紹介やマッチング、研修・学習会、各種体験会を実施できる仕様とすること。 (5) ロビー ・ オープンエリアでイベントを実施することで、集客・工法につながるような事業を検討すること。 ・ 運動指導室と一体的に利用できるよう配慮すること。 ・ 一部に展示スペースを設けること。 ・ 社会参加（特に就労支援・地域活動）を実施する空間となるように配慮すること。 (6) 教養・極楽室 ・ 歌唱する事業が活発であることを考慮し、防音設備を設けること。 (7) 高齢者や職員の動線に配慮した設計とすること。 ※必要諸室の詳細は別紙1参照 デザイン・景観上 ・ 周囲から閉鎖された施設とすることなく、開かれた施設を目指すこと。 ・ 当該施設の新規利用者でも気軽に立ち寄れるような親しみやすいデザインとすること。 ・ ユニバーサルデザインに配慮したサインや施設の計画を行い、すべての利用者に親しみやすくわかりやすい施設となるよう配慮すること。 その他留意する事項 (都市計画上の制限・接道状況・敷地内高低差・道路との高低差など) ・ 当地は浸水想定区域のため、適切な対策を検討すること。 ・ ライフサイクルコストの縮減(維持管理のしやすさ) ・ 太陽光発電設備を設置すること。(自家消費できる規模とし、蓄電池は設置しない。)

3 敷地の状況

項 目		内 容						備 考	
敷地	都市計画等の中の位置づけ	市街化区域、居住誘導区域							
	接道状況		東	西	南	北			
		道路巾員	-	約8m	約6m	約6m			
		公道・私道の種別	-	42条1項1号	42条1項1号	42条1項1号			
		敷地との高低差	-	-150	-150	0			
		道路の機能 (接道機能など)							
	境界石標	●無 ○有 (箇所)							
障害物									
	地上	○無 ●有 (家屋(立木4本)(基礎旧図)(井戸)(その他植込み、フェンス))							
	地中(埋設管等)	○無 ●有 (◎旧建築物の地中構造体・電力線路・通信線路・給水管・排水管・ガス管・消火管・)						旧北難波保育所の既存杭 PC杭 φ350 L=7.0m 1本	
	上空(高圧電線等)	●無 ○有 (・電力線路・通信線路)							
	隣接建物、工作物	○無 ●有 () ・規模 ()㎡くらい ・地業 (杭 ○無 ○有)							
敷地の前歴、盛土等		□池 □沼 □河川 □その他() □盛土 ・盛土の経過年数()年 ☑施設 ・前施設の名称(北難波保育所)							
土質調査資料		・当敷地 ●無 ○有 ・周辺 ○無 ●有						北難波保育所	
構内既存建物資料		(建築基準法計画通知用) ・ ●無 ○有 (棟、㎡) ・建築面積 ㎡ 延べ面積 ㎡ ・配置図 ●無 ○有							
都市計画	斜線制限(道路、隣地)	・東側：(隣地斜線、高度地区による斜線) 道路幅員 東： m ・西側：(道路斜線) 西： 約8 m ・南側：(道路斜線) 南： 約6 m ・北側：(隣地斜線、高度地区による斜線) 北： 約6 m							
	高さ制限	○無 ●有 (18(敷地面積1,000㎡以上の場合は24m)) m							
	壁面後退	●無 ○有 (高度地区の制限による)							
	日影制限	・敷地境界から10m超(2.5)時間 ・敷地境界から5m超10m以内(4)時間							
	建築・設備に関する条例	☑ 開発行為 _____ ☐ 消防設備の付加 _____ ☐ 日照 _____ ☑ 電波障害対策 _____ ☑ 緑化 市条例・県条例 ☑ 都市景観 _____ ☑ 駐車場 _____ ☑ 屋外広告物 _____ ☑ 騒音、振動 _____ ☐ _____ ☑ 県福祉のまちづくり _____ ☐ _____ ☑ 兵庫県建築基準条例 _____ ☐ _____							

4 付近見取り図

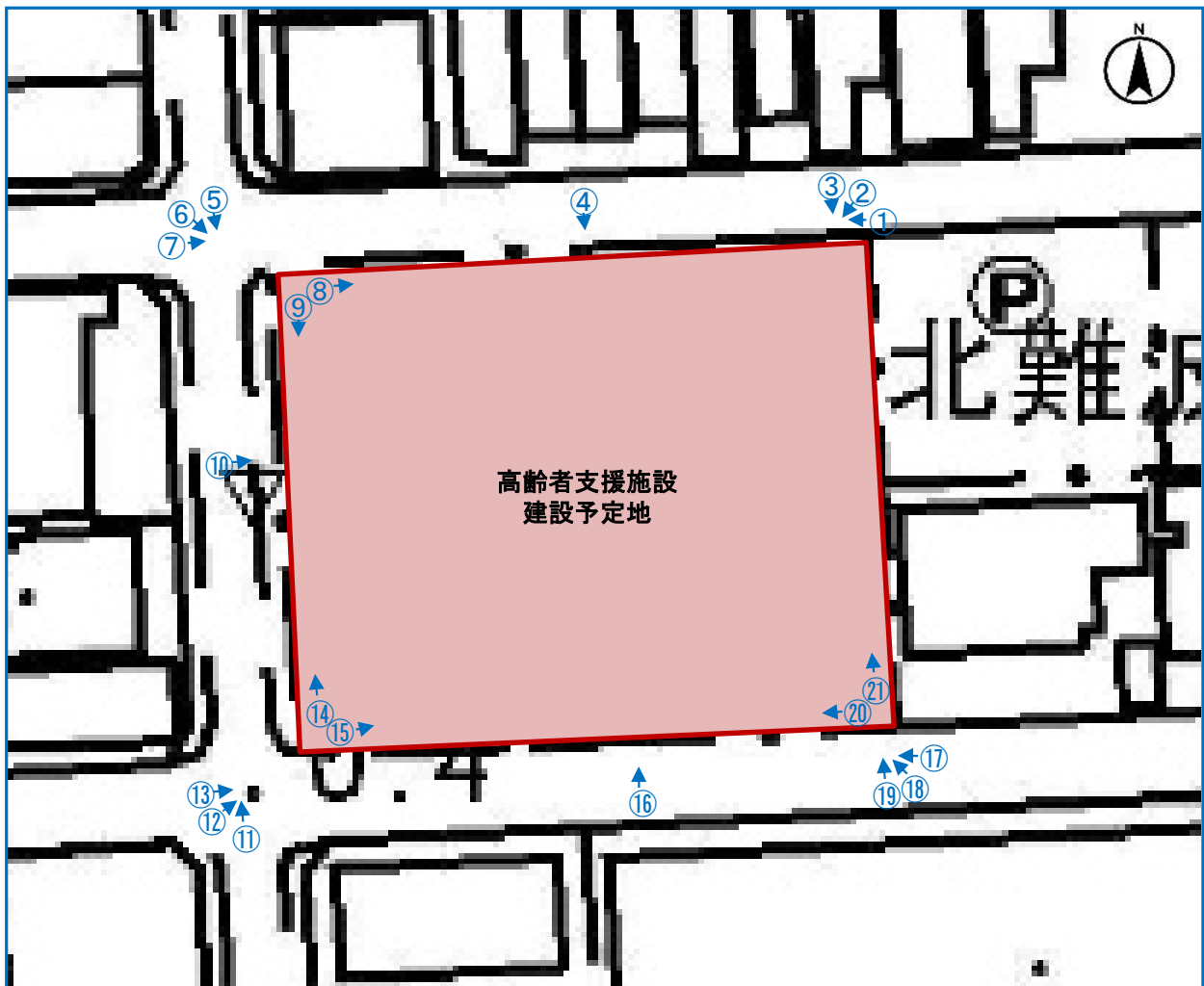
■計画地 付近見取り図



5 敷地現況図

(方位・縮尺・レベルなど明記)

■計画敷地状況図



6 敷地周辺現況写真

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



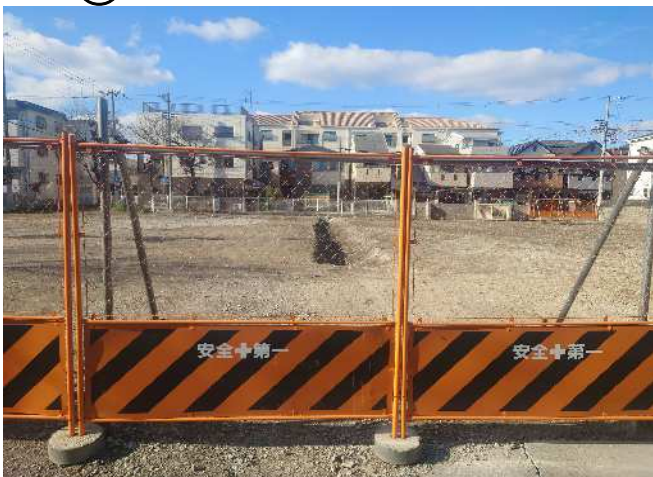
⑭



⑮



⑯



⑰



⑱



①9



②0



②1



部門	室名	室数	面積 (㎡)	諸室条件
本 体	全体			無線LANアクセスポイント用配管を設けること。
	事務室	1	53	OAフロアとし、机等のレイアウト変更を容易にできること。
	生活・就労相談室	4	24	個人情報に配慮し複数に分割して利用できるよう計画すること。 相談のしやすさに配慮すること。
	事務室2	1	26	総括資料等を保管、2名程度が働ける執務室。
	ロビー	1	90	展示スペース約30㎡を設けること。 オープンエリアでイベントを実施することで、集客・広報に繋がるような事業を検討すること。 就労支援、運動指導、教養・娯楽スペースとしても活用できるように計画すること。 就労体験の場の提供できるスペースを確保すること。
	会議室	1	30	PCNクラブ（パソコン、そろばんサークル）が使用する部屋と兼用で利用。
	物置	4	56	
	更衣室	2	20	
	運動指導室	1	140	ロビーとの一体的な利用に配慮すること。 運動系事業を実施定員30名程が、体操・ヨガができるスペースと収納スペースを確保すること。
	教養・娯楽室	1	120	定員50程度が座れるスペースを確保すること。 防音仕様にする。
	共用部（EV含む）	1	307	
	トイレ	-		面積は共用部分に含む。 男女トイレ、多目的トイレを1、2階に設置する。 男性トイレ、各階：洋便器2つ、小便器4つ程度を設置する。 女性トイレ、各階：洋便器3つ程度を設置する。 SKは各フロアに1つを設置すること。 多目的トイレはオストメイト対応、車椅子使用者も使用可能とすること。
	湯沸かし室	2		1、2階にそれぞれ1室
屋 外 施 設	駐車場	-	-	最低3台（身障者用含む）。敷地を有効活用し、建物の機能を低下させない範囲で最大限設置すること。
	駐輪場	-	-	敷地を最大限活用した形を提案すること。60台程とし屋根を設置すること。

※乗用エレベーター設備を設置すること
合計面積（参考）

本体	559 ㎡
共用部	307 ㎡
合計面積	866 ㎡

・共用部とは、玄関・廊下・階段等を想定している。